

平成15年5月22日

各位

会社名 株式会社東武ストア  
代表者名 取締役社長 福田 秀穂  
コード番号 8274 (東証第一部)  
問い合わせ先 責任者役職名 常務取締役  
氏名 東 文 明  
(TEL 03-5922-5111)

第1回第一種新株予約権、第1回第二種新株予約権及び第2回新株予約権発行に関するお知らせ

平成15年5月22日開催の当社株主総会及びその後開催された当社取締役会において、株主以外の者に対して特に有利な条件をもって第1回第一種新株予約権、第1回第二種新株予約権及び第2回新株予約権の発行を下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 発行の目的

当社と丸紅株式会社、株式会社マルエツ及び東武鉄道株式会社は、すでに発表いたしましたとおり、平成15年1月29日に「資本・業務提携基本合意書」を締結いたしました。

本新株予約権は、この合意内容に基づき発行されるものであり、これにより、合意書締結各社との提携関係をより強固なものとし、よって当社の今後の発展に資することを目的としております。

2. 割当先、割当個数及び新株予約権の行使の条件

(1) 第1回第一種新株予約権

① 割当先及び割当個数

丸紅フーズインベストメント株式会社 11,204個 (11,204,000株)

株式会社マルエツ 8,016個 (8,016,000株)

② 行使の条件

・各新株予約権者の有するすべての本新株予約権を一括してのみ行使できます。

(2) 第1回第二種新株予約権

① 割当先及び割当個数

東武鉄道株式会社 14,246個 (14,246,000株)

② 行使の条件

・新株予約権者の有するすべての本新株予約権を一括してのみ行使できます。  
・第1回第一種新株予約権が全額につき行使された場合、本新株予約権は行使できません。

### (3)第2回新株予約権

#### ①割当先

丸紅フーズインベストメント株式会社 5,925個(5,925,000株)

株式会社マルエツ 3,556個(3,556,000株)

#### ②行使の条件

- ・各新株予約権者の有するすべての本新株予約権を一括してのみ行使できます。
- ・第1回第一種新株予約権及び第1回第二種新株予約権が全額につき行使されたあとでなければ行使できません。
- ・第1回第一種新株予約権が全額につき行使された場合または第1回第一種新株予約権及び第1回第二種新株予約権の双方が全額につき行使されないまま平成18年5月31日を経過した場合、本新株予約権は行使できません。

### (4)割当条件

第1回第一種新株予約権、第1回第二種新株予約権及び第2回新株予約権とも無償で発行し、行使価額は当初1株につき200円です。

### 3. 新株予約権の要領

第1回第一種新株予約権、第1回第二種新株予約権及び第2回新株予約権の要領は別紙に記載しております。

### 4. 本新株予約権の発行について

証券取引法による届出の効力発生を条件といたします。

### 5. 割当先の概要

	東武鉄道株式会社	丸紅フーズインベストメント株式会社	株式会社マルエツ
主な事業内容	グループ会社とともに運輸、レジャー、不動産、流通業務等	投資会社	グループ会社とともに小売、小売業周辺業務及び不動産業等
設立年月	明治30年11月	昭和59年10月	昭和27年6月
本店所在地	東京都墨田区押上一丁目1番2号	東京都千代田区大手町一丁目4番2号	東京都豊島区東池袋五丁目51番12号
代表者	根津 嘉澄	坂本 徹郎	吉野 平八郎
資本の額	661億6,600万円	1,000万円	375億4,900万円
従業員数	6,893人	3人(取締役)	3,526人
大株主構成比及び持株比率	①富国生命保険相互会社 5.12% ②日本生命保険相互会社 4.27% ③株式会社みずほコーポレート銀行 3.52%	丸紅株式会社 100.00%	①株式会社ダイエー 36.02% ②丸紅フーズインベストメント株式会社 27.85% ③株式会社マルエツ 3.85%
	平成15年3月末日現在	平成15年3月末日現在	平成15年2月末日現在

以上

(別紙)

株式会社東武ストア第1回第一種新株予約権の要領

1. 新株予約権の名称

株式会社東武ストア第1回第一種新株予約権(以下「本新株予約権」という。)

2. 発行する新株予約権の総数並びに割当を受ける者及び各割当個数

19,220個 { 丸紅フーズインベストメント株式会社 11,204個 }  
株 式 会 社 マ ル エ ツ 8,016個 }

3. 新株予約権の発行価額

無償

4. 新株予約権の発行日

平成15年5月31日

5. 新株予約権の目的たる株式の種類

当社普通株式

6. 新株予約権の目的たる株式の数

19,220,000株(本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「割当株式数」という。))1,000株)

ただし、下記第7項(2)号または(4)号により行使価額(第7項(1)号において定義される。)が調整された場合には、次に定める算式により割当株式数を調整する。なお、1株未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記算式で使用する調整前行使価額及び調整後行使価額は、下記第7項(2)号における調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

7. 新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額

(1)本新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額は、本新株予約権の行使により発行または移転する当社普通株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」といい、当初は200円とする。)に割当株式数を乗じた金額とし、当初は本新株予約権1個当たり200,000円とする。

(2)行使価額の調整

① (i) 本新株予約権の発行後、下記②に掲げる事由が発生した場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

(ii) 行使価額調整式で使用する調整前行使価額は、調整後行使価額を適用する日の前日において有効な行使価額とし、既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また株主割当日がない場合は調整後の行使価額を適用する日の一ヶ月前の日における当社の発行

済株式数とする。

( Ⅲ ) 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。)の金額とする。

( Ⅳ ) 行使価額調整式の計算については円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げる。

②行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

( i ) 株式の分割により当社普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株主割当日の翌日以降これを適用する。

( ii ) 行使価額調整式で使用する時価を下回る1株当たりの払込金額をもって当社普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、払込期日の翌日以降または株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

( Ⅲ ) 行使価額調整式で使用する時価を下回る1株当たりの価額をもって当社普通株式の発行またはこれに代えて当社が自己株式として保有する当社普通株式の移転を請求できる新株予約権または新株予約権を付与された証券(当社第1回第二種新株予約権及び当社第2回新株予約権を除く。)を発行する場合

行使価額調整式において1株当たりの払込金額として当該証券に付与された新株予約権の行使により発行する株式の1株当たりの発行価額(新株予約権に発行価額の払込がある場合はそれを含む。)を使用し、また新発行株式数(当社が自己株式として保有する当社普通株式を行使により移転する場合は、かかる移転株式数を新発行株式数とみなす。)として当該証券の発行日または株主割当日がある場合はその日に当該証券に付与された新株予約権の全額が行使されたものとみなして、調整後行使価額を計算する。調整後行使価額は、発行日の翌日以降または株主割当日の翌日以降これを適用する。

(3)行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を算出する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額は、当該の従前に算出された調整後行使価額を使用する。

(4)本項(2)号の行使価額の調整を必要とする場合のほか、次のいずれかの場合には、当社は当社が適切と考える方法により行使価額の調整を行うことができる。

①株式の併合、資本の減少、合併または会社分割のために行使価額の調整を必要とするとき。

②①のほか、当社の発行済株式数の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。

8. 新株予約権を行使することを得べき期間（以下「行使期間」という。）  
平成15年6月10日から平成18年5月31日まで。ただし、行使期間の最終日が当社の休日にあたるときはその前営業日を最終日とする。
9. 新株予約権の行使の条件  
本新株予約権の行使にあたっては、各新株予約権者の有するすべての本新株予約権を一括してのみ行使しうるものとする。
10. 新株予約権を消却することができる事由  
当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案につき当社株主総会で承認されたときは、当該効力発生前に、当社は本新株予約権を消却しうるものとする。
11. 新株予約権の譲渡制限  
本新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものとする。
12. 新株予約権証券の発行  
新株予約権証券は、本新株予約権者の請求があるときに限り、当社はこれを発行する。
13. 新株予約権の行使により発行または移転された株式に対する配当金等  
本新株予約権の行使により発行または移転された当社普通株式に対する最初の利益配当金または商法第293条ノ5に基づき分配される金銭（中間配当金）については、本新株予約権の行使が3月1日から8月31日までになされたときは3月1日に、9月1日から翌年2月末日までになされたときは9月1日に、それぞれ当該株式の発行または移転があったものとみなしてこれを支払う。
14. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における当該株式の発行価額のうち、資本に組み入れざる額  
当該株式の発行価額に0.5を乗じた金額とする。ただし、計算の結果、1円未満の端数が生じる場合には、その端数を切り捨てた額とする。
15. 合併・会社分割の際の取扱  
  - (1) 本新株予約権の発行後、当社が他の法人と合併（簡易合併を含む。以下単に「合併」という。）し消滅会社となる場合には、当社は、本新株予約権者が当該合併により存続する会社の株式を取得しうる内容の新株予約権として取得し続けさせるべく合併契約を締結しなければならない。
  - (2) 本新株予約権の発行後、当社が会社分割するにあたっては、当社は、本新株予約権を消滅させることのないよう、会社分割契約書を締結しまたは会社分割計画書を作成しなければならない。
16. 株式交換・株式移転の際の取扱  
当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合には、以下の方針により、本新株予約権を当該株式交換または株式移転後の当社の完全親会社（以下「完全親会社」という。）に承継させることができる。

①新株予約権の目的たる株式の種類

完全親会社の普通株式

②新株予約権の目的たる株式の数

上記第6項記載の割当株式数（調整がなされた場合には調整後の割当株式数）に、株式交換または株式移転の際に当社株式1株に対して割り当てられる完全親会社株式の数（以下「割当比率」という。）を乗じて計算する。なお、1株未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

③新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額

当該新株予約権の行使により発行または移転する完全親会社普通株式1株当たりの払込金額として次に定める計算式により算出される行使価額（以下「承継後行使価額」という。）に、上記本項②にしたがって計算された株式の数を乗じた金額とする。

$$\text{承継後行使価額} = \text{承継前行使価額} \times \frac{1}{\text{割当比率}}$$

上記承継後行使価額の計算については円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げる。

④新株予約権を行使することができる期間

株式交換または株式移転の効力発生日より上記第8項に定める行使期間の満了日までとする。

⑤新株予約権の行使の条件、消却事由及び譲渡制限

上記第9項ないし第11項に準じて決定する。

## 株式会社東武ストア第1回第二種新株予約権の要領

### 1. 新株予約権の名称

株式会社東武ストア第1回第二種新株予約権（以下「本新株予約権という。」）

### 2. 発行する新株予約権の総数及び割当を受ける者

14,246個

東武鉄道株式会社

### 3. 新株予約権の発行価額

無償

### 4. 新株予約権の発行日

平成15年5月31日

### 5. 新株予約権の目的たる株式の種類

当社普通株式

### 6. 新株予約権の目的たる株式の数

14,246,000株（本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）1,000株）

ただし、下記第7項(2)号または(4)号により行使価額（第7項(1)号において定義される。）が調整された場合には、次に定める算式により割当株式数を調整する。なお、1株未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記算式で使用する調整前行使価額及び調整後行使価額は、下記第7項(2)号における調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

### 7. 新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額

(1) 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額は、本新株予約権の行使により発行または移転する当社普通株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」といい、当初は200円とする。）に割当株式数を乗じた金額とし、当初は本新株予約権1個当たり200,000円とする。

#### (2) 行使価額の調整

① (i) 本新株予約権の発行後、下記②に掲げる事由が発生した場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

(ii) 行使価額調整式で使用する調整前行使価額は、調整後行使価額を適用する日の前日において有効な行使価額とし、既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また株主割当日がない場合は調整後の行使価額を適用する日の一ヶ月前の日における当社の発行

済株式数とする。

( Ⅲ ) 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。)の金額とする。

( Ⅳ ) 行使価額調整式の計算については円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げる。

② 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

( i ) 株式の分割により当社普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株主割当日の翌日以降これを適用する。

( ii ) 行使価額調整式で使用する時価を下回る1株当たりの払込金額をもって当社普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、払込期日の翌日以降または株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

( Ⅲ ) 行使価額調整式で使用する時価を下回る1株当たりの価額をもって当社普通株式の発行またはこれに代えて当社が自己株式として保有する当社普通株式の移転を請求できる新株予約権または新株予約権を付与された証券(当社第1回第一種新株予約権(以下「第1回第一種新株予約権」という。))及び当社第2回新株予約権を除く。)を発行する場合

行使価額調整式において1株当たりの払込金額として当該証券に付与された新株予約権の行使により発行する株式の1株当たりの発行価額(新株予約権に発行価額の払込がある場合はそれを含む。)を使用し、また新発行株式数(当社が自己株式として保有する当社普通株式を行使により移転する場合は、かかる移転株式数を新発行株式数とみなす。)として当該証券の発行日または株主割当日がある場合はその日に当該証券に付与された新株予約権の全額が行使されたものとみなして、調整後行使価額を計算する。調整後行使価額は、発行日の翌日以降または株主割当日の翌日以降これを適用する。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を算出する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額は、当該の従前に算出された調整後行使価額を使用する。

(4) 本項(2)号の行使価額の調整を必要とする場合のほか、次のいずれかの場合には、当社は当社が適切と考える方法により行使価額の調整を行うことができる。

① 株式の併合、資本の減少、合併または会社分割のために行使価額の調整



を必要とするとき。

②①のほか、当社の発行済株式数の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。

8. 新株予約権を行使することを得べき期間（以下「行使期間」という。）  
平成15年6月10日から平成18年5月31日まで。ただし、行使期間の最終日が当社の休日にあたるときはその前営業日を最終日とする。
9. 新株予約権の行使の条件
  - (1) 本新株予約権の行使にあたっては、新株予約権者の有するすべての本新株予約権を一括してのみ行使しうるものとする。
  - (2) 第1回第一種新株予約権が全額につき行使された場合、本新株予約権は行使できない。
10. 新株予約権を消却することができる事由
  - (1) 当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案につき当社株主総会で承認されたときは、当該効力発生前に、当社は本新株予約権を消却しうるものとする。
  - (2) 第1回第一種新株予約権が全額につき行使された場合、当社は本新株予約権を無償で消却しうるものとする。
11. 新株予約権の譲渡制限  
本新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものとする。
12. 新株予約権証券の発行  
新株予約権証券は、本新株予約権者の請求があるときに限り、当社はこれを発行する。
13. 新株予約権の行使により発行または移転された株式に対する配当金等  
本新株予約権の行使により発行または移転された当社普通株式に対する最初の利益配当金または商法第293条ノ5に基づき分配される金銭（中間配当金）については、本新株予約権の行使が3月1日から8月31日までになされたときは3月1日に、9月1日から翌年2月末日までになされたときは9月1日に、それぞれ当該株式の発行または移転があったものとみなしてこれを支払う。
14. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における当該株式の発行価額のうち、資本に組み入れざる額  
当該株式の発行価額に0.5を乗じた金額とする。ただし、計算の結果、1円未満の端数が生じる場合には、その端数を切り捨てた額とする。
15. 合併・会社分割の際の取扱
  - (1) 本新株予約権の発行後、当社が他の法人と合併（簡易合併を含む。以下単に「合併」という。）し消滅会社となる場合には、当社は、本新株予約権者が当該合併により存続する会社の株式を取得しうる内容の新株予約権として取得し続けさせるべく合併契約を締結しなければならない。
  - (2) 本新株予約権の発行後、当社が会社分割するにあたっては、当社は、本新株予約権を消滅させることのないよう、会社分割契約書を締結しまたは会

社分割計画書を作成しなければならない。

#### 16. 株式交換・株式移転の際の取扱

当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合には、以下の方針により、本新株予約権を当該株式交換または株式移転後の当社の完全親会社（以下「完全親会社」という。）に承継させることができる。

##### ①新株予約権の目的たる株式の種類

完全親会社の普通株式

##### ②新株予約権の目的たる株式の数

上記第6項記載の割当株式数（調整がなされた場合には調整後の割当株式数）に、株式交換または株式移転の際に当社株式1株に対して割り当てられる完全親会社株式の数（以下「割当比率」という。）を乗じて計算する。なお、1株未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

##### ③新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額

当該新株予約権の行使により発行または移転する完全親会社普通株式1株当たりの払込金額として次に定める計算式により算出される行使価額（以下「承継後行使価額」という。）に、上記本項②にしたがって計算された株式の数を乗じた金額とする。

$$\text{承継後行使価額} = \text{承継前行使価額} \times \frac{1}{\text{割当比率}}$$

上記承継後行使価額の計算については円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げる。

##### ④新株予約権を行使することができる期間

株式交換または株式移転の効力発生日より上記第8項に定める行使期間の満了日までとする。

##### ⑤新株予約権の行使の条件、消却事由及び譲渡制限

上記第9項ないし第11項に準じて決定する。

## 株式会社東武ストア第2回新株予約権の要領

### 1. 新株予約権の名称

株式会社東武ストア第2回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

### 2. 発行する新株予約権の総数並びに割当を受ける者及び各割当個数

9,481個  $\left\{ \begin{array}{l} \text{丸紅フーズインベストメント株式会社} \quad 5,925\text{個} \\ \text{株 式 会 社 マ ル エ ツ} \quad 3,556\text{個} \end{array} \right\}$

### 3. 新株予約権の発行価額

無償

### 4. 新株予約権の発行日

平成15年5月31日

### 5. 新株予約権の目的たる株式の種類

当社普通株式

### 6. 新株予約権の目的たる株式の数

9,481,000株（本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）1,000株）

ただし、下記第7項(2)号または(4)号により行使価額（第7項(1)号において定義される。）が調整された場合には、次に定める算式により割当株式数を調整する。なお、1株未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記算式で使用する調整前行使価額及び調整後行使価額は、下記第7項(2)号における調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

### 7. 新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額

(1) 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額は、本新株予約権の行使により発行または移転する当社普通株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」といい、当初は200円とする。）に割当株式数を乗じた金額とし、当初は本新株予約権1個当たり200,000円とする。

#### (2) 行使価額の調整

① (i) 本新株予約権の発行後、下記②に掲げる事由が発生した場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

(ii) 行使価額調整式で使用する調整前行使価額は、調整後行使価額を適用する日の前日において有効な行使価額とし、既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また株主割当日がない場合は調整後の行使価額を適用する日の一ヶ月前の日における当社の発行済株式数とする。

- ( Ⅲ ) 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）の金額とする。
  - ( Ⅳ ) 行使価額調整式の計算については円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げる。
- ②行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- ( i ) 株式の分割により当社普通株式を発行する場合  
調整後行使価額は、株主割当日の翌日以降これを適用する。
  - ( ⅱ ) 行使価額調整式で使用する時価を下回る1株当たりの払込金額をもって当社普通株式を発行する場合  
調整後行使価額は、払込期日の翌日以降または株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
  - ( ⅲ ) 行使価額調整式で使用する時価を下回る1株当たりの価額をもって当社普通株式の発行またはこれに代えて当社が自己株式として保有する当社普通株式の移転を請求できる新株予約権または新株予約権を付与された証券（当社第1回第一種新株予約権（以下「第1回第一種新株予約権」という。）及び当社第1回第二種新株予約権（以下「第1回第二種新株予約権」という。）を除く。）を発行する場合  
行使価額調整式において1株当たりの払込金額として当該証券に付与された新株予約権の行使により発行する株式の1株当たりの発行価額（新株予約権に発行価額の払込がある場合はそれを含む。）を使用し、また新発行株式数（当社が自己株式として保有する当社普通株式を行使により移転する場合は、かかる移転株式数を新発行株式数とみなす。）として当該証券の発行日または株主割当日がある場合はその日に当該証券に付与された新株予約権の全額が行使されたものとみなして、調整後行使価額を計算する。調整後行使価額は、発行日の翌日以降または株主割当日の翌日以降これを適用する。
- (3)行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を算出する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額は、当該の従前に算出された調整後行使価額を使用する。
- (4)本項(2)号の行使価額の調整を必要とする場合のほか、次のいずれかの場合には、当社は当社が適切と考える方法により行使価額の調整を行うことができる。

- ①株式の併合、資本の減少、合併または会社分割のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ②①のほか、当社の発行済株式数の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。
8. 新株予約権を行使することを得べき期間（以下「行使期間」という。）  
平成15年6月10日から平成19年5月31日まで。ただし、行使期間の最終日が当社の休日にあたるときはその前営業日を最終日とする。
9. 新株予約権の行使の条件
- (1)本新株予約権の行使にあたっては、各新株予約権者の有するすべての本新株予約権を一括してのみ行使しうるものとする。
- (2)本新株予約権は、第1回第一種新株予約権及び第1回第二種新株予約権が全額につき行使された後でなければ行使できない。
- (3)第1回第一種新株予約権が全額につき行使された場合または第1回第一種新株予約権及び第1回第二種新株予約権の双方が全額につき行使されないまま平成18年5月31日を経過した場合、本新株予約権は行使できない。
10. 新株予約権を消却することができる事由
- (1)当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案につき当社株主総会で承認されたときは、当該効力発生前に、当社は本新株予約権を消却しうるものとする。
- (2)第1回第一種新株予約権が全額につき行使された場合または第1回第一種新株予約権及び第1回第二種新株予約権の双方が全額につき行使されないまま平成18年5月31日を経過した場合、当社は本新株予約権を無償で消却しうるものとする。
11. 新株予約権の譲渡制限  
本新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものとする。
12. 新株予約権証券の発行  
新株予約権証券は、本新株予約権者の請求があるときに限り、当社はこれを発行する。
13. 新株予約権の行使により発行または移転された株式に対する配当金等  
本新株予約権の行使により発行または移転された当社普通株式に対する最初の利益配当金または商法第293条ノ5に基づき分配される金銭（中間配当金）については、本新株予約権の行使が3月1日から8月31日までになされたときは3月1日に、9月1日から翌年2月末日までになされたときは9月1日に、それぞれ当該株式の発行または移転があったものとみなしてこれを支払う。
14. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における当該株式の発行価額のうち、資本に組み入れざる額  
当該株式の発行価額に0.5を乗じた金額とする。ただし、計算の結果、1円未満の端数が生じる場合には、その端数を切り捨てた額とする。

15. 合併・会社分割の際の取扱

(1) 本新株予約権の発行後、当社が他の法人と合併（簡易合併を含む。以下単に「合併」という。）し消滅会社となる場合には、当社は、本新株予約権者が当該合併により存続する会社の株式を取得しうる内容の新株予約権として取得し続けさせるべく合併契約を締結しなければならない。

(2) 本新株予約権の発行後、当社が会社分割するにあたっては、当社は、本新株予約権を消滅させることのないよう、会社分割契約書を締結しまたは会社分割計画書を作成しなければならない。

16. 株式交換・株式移転の際の取扱

当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合には、以下の方針により、本新株予約権を当該株式交換または株式移転後の当社の完全親会社（以下「完全親会社」という。）に承継させることができる。

① 新株予約権の目的たる株式の種類

完全親会社の普通株式

② 新株予約権の目的たる株式の数

上記第6項記載の割当株式数（調整がなされた場合には調整後の割当株式数）に、株式交換または株式移転の際に当社株式1株に対して割り当てられる完全親会社株式の数（以下「割当比率」という。）を乗じて計算する。なお、1株未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

③ 新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額

当該新株予約権の行使により発行または移転する完全親会社普通株式1株当たりの払込金額として次に定める計算式により算出される行使価額（以下「承継後行使価額」という。）に、上記本項②にしたがって計算された株式の数を乗じた金額とする。

$$\text{承継後行使価額} = \text{承継前行使価額} \times \frac{1}{\text{割当比率}}$$

上記承継後行使価額の計算については円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げる。

④ 新株予約権を行使することができる期間

株式交換または株式移転の効力発生日より上記第8項に定める行使期間の満了日までとする。

⑤ 新株予約権の行使の条件、消却事由及び譲渡制限

上記第9項ないし第11項に準じて決定する。